

別表1 (運営規約第3条第2項)

加入金徴収基準及び払込みの方法

1 加入金徴収基準

区 分	金 額	摘 要
加 入 金	5,000 円	

2 加入金の払込みの方法

理事会の加入承諾を得て加入承諾書の通知を受けた者は、速やかに本会事務局に納入する。

別表2 (運営規約第4条)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納付

1 会費徴収基準

区 分	金 額	摘 要
均等割 個人	6,000 円	3 口～3 1 口まで (1 口は 1,000 円)
法人	13,000 円	
規模割 従業員数割 (従事者数)	3,000 円 ～31,000 円	

※ 従事者数割は、次の表のとおりとする。

(従事者数割)

従事者数	口 数	金 額	摘 要
1 人 ～ 2 人	3 口	3,000 円	
3 人 ～ 5 人	6 口	6,000 円	
6 人 ～ 1 0 人	1 1 口	11,000 円	
1 1 人 ～ 2 0	1 6 口	16,000 円	
2 1 人 ～ 3 0 人	2 1 口	21,000 円	
3 1 人 ～ 5 0 人	2 6 口	26,000 円	
5 0 人 以上	3 1 口	31,000 円	

2 前項の基準に関わらず、次の各号に掲げる会員の会費額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 青年部の部長及び副部長並びに女性部の部長及び副部長 9,000 円
- (2) 本会定款第9条第2号に規定する「イ・ロ・ニ・チ・リ」の会員 30,000 円
イ) 相互会社 ロ) 協同組合 ニ) 公社 チ) スタンプ リ) 商店会
- (3) 本改訂巻第9条第2号に規定する「ハ」の会員 ハ) 労働金庫 17,000 円
- (4) 本改訂巻第9条第2号に規定する「ホ・ヘ・ト・ヌ・ル・オ」の会員 9,000 円
ホ) 観光協会 ヘ) 青申会 ト) 法人会 ヌ) 特定非営利活動法人
ル) 医療法人 オ) 社会福祉法人
- (5) 本改訂巻第9条第3号に規定する「イ・ロ・ハ」の会員 12,000 円
イ) 医師 ロ) 歯科医師 ハ) 助産婦

3 定款第18条に掲げる特別会員の会費額は、財務委員会に於いて検討し、理事会で承認した額とする。

4 会費の払い込みの方法 口座振替及び直接納入の2通りとする。

5 会費の納期 会費は、毎年6月30日までとする。

6 会費の減額 新規加入者は加入時期により次のとおり会費を減額する。

理事会承諾月	算出基準
4 月～6 月	(均等割+規模割)×4/4
7 月～9 月	(均等割+規模割)×3/4
10 月～12 月	(均等割+規模割)×2/4
1 月～2 月	(均等割+規模割)×1/4

※ 3 月に理事会で加入承諾の場合は、翌年度分から徴収する。この場合、加入金の納入により会員とする。